

令和7年第1回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和7年1月31日(金) 15時10分
出席農業委員 (19名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (0名)	
事務局振興 農地グループ	事務局長 池田 康一郎    グループ長 秋窪 貴洋    サブリーダー 横山 伸一 サブリーダー 剥岩 泰三    主任主事 富田 真宏    主 事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）及び農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について 6 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る意見決定」について

開 会 午後15時10分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和7年第1回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は1番委員と2番委員の両名を指名いたします。よろしくお祈いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題といたします。農用地利用集積計画案等を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転10件、利用権設定95件、中間管理権設定3件、合計108件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第18条第6項の解約通知が25件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括して報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転10件、筆数32筆、面積68,892㎡。利用権設定95件、筆数177筆、面積255,860㎡。農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定3件、筆数33筆、面積31,262㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が12件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。なお、溝辺6につきましては、議事参与となりますので、別途審議いたします。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を3番委員。
3番委員	2号1番。申請地は下井地区集会所の北西に位置し、現況は田である。申請地には受人が使用収益権を設定している。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分2、3を10番委員。

10 番委員	<p>2号2番。申請地は春山公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号3番。申請地は春山公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には**さんが令和12年6月まで使用収益権を設定しているが、今回の申請に当たり合意解約通知が提出されている。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人4を12番委員。
12 番委員	<p>2号4番。申請地は、霧島市立隼人学校給食センターの北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人5を13番委員。
13 番委員	<p>2号5番。申請地は真孝公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に横川7を2番委員。
2 番委員	<p>2号7番。申請地は霧島市立佐々木小学校の南東に位置し、現況は畑と田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園8を8番委員。
8 番委員	<p>2号8番。申請地は荒田公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作するものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に霧島9を7番委員。
7 番委員	<p>2号9番。申請地は池之谷集会施設の西に位置し、現況は畑及び山林である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは従業員180名の内5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山10を15番委員、併せて福山11、12を19番委員に代わり一括し15番委員。

15 番委員	<p>2号10番。申請地は池之谷地区集会施設の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号11番。申請地は国分児童体育館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号12番。申請地は大廻体育館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、溝辺6を除く本議案について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は溝辺6を除く議案について許可とすることに決定しました。
議長（会長）	次に、溝辺6を審議いたしますので、1番委員は退席をお願いします。
	〔1番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。溝辺6を9番委員。
9番委員	2号6番。申請地は立岩公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、溝辺6について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、許可することに決定いたしました。 1番委員の退席を解きます。
	〔1番委員着席〕
議長（会長）	1番委員に報告いたします。 溝辺6につきましては、許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず国分1を3番委員。
3番委員	3号1番。申出地は国分西小学校の北西に位置し、現況は造成済みである。なお、昭和63年頃、駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農用区域は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分2を18番委員。
18番委員	3号2番。申出地は唐仁町公民館の北西に位置し、現況は庭園である。なお、昭和42年12月20日頃造成済みにしてしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地273.78㎡を一体利用するもので、全体計画面積は448.78㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人3を5番委員。
5番委員	3号3番。申出地は旧霧島市水道部の南に位置し、現況は実施済みである。なお、昭和54年頃、建築使用開始したと始末書が提出されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫1棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山4を15番委員。
15番委員	3号4番。申出地は川路原構造改善センターの北東に位置し、現況は不耕作地である。なお、相続時には牛舎、放牧地、倉庫、資材置場になっていたとの経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は牛舎、放牧地、倉庫、資材置場、駐車場にするものであり、既に実行済みで現状のまま利用するものである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	只今の報告について、ご意見、ご質疑等何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が23件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 国分1を4番委員。
4番委員	4号1番。申請地は下井地区集会所の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟、カーポートを建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人2を6番委員。
6番委員	4号2番。申請地は上野公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の流通業務施設等に該当するものと思われる。転用目的はトラックターミナルとするものであり、また、隣接地である山林の1,482㎡を一体利用するもので、その合意は得られている。全体計画面積1,788㎡である。トラックターミナルとして利用するためには相当の面積であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分3、4を3番委員。
3番委員	4号3番。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の西に位置し、現況は資材置場である。なお、令和元年に資材置場にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅、駐車場、駐輪場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号4番。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分5から7を10番委員。
10番委員	4号5番。申請地は市営岩戸住宅の西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲3区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号6番。申請地は国分北小学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号7番。申請地は市営新清水団地の東に位置し、現況は田である。なお、令和4年4月頃駐車場にすると5条申請したが不履行であると経緯書が添付され、同時に事業変更届が提出さ

	<p>れている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲7区画及び道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分8を17番委員。</p>
17番委員	<p>4号8番。申請地は仁田原公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分9を18番委員。</p>
18番委員	<p>4号9番。申請地は市営四方田団地の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地の一部を通路として一体的に利用するものであります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人10から13を5番委員。</p>
5番委員	<p>4号10番。申請地は隼人中学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号11番。申請地は川尻公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号12番。申請地は旧霧島市水道部の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号13番。申請地は市営木之房団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人14から16を12番委員。</p>
12番委員	<p>4号14番。申請地は三田坪公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫1棟、バイク車両置場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被</p>

	<p>害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号15番。申請地は新七公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号16番。申請地は霧島市立日当山小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅1棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人17から19を13番委員。
13番委員	<p>4号17番。申請地は小浜地区中央公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号18番。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号19番。申請地は隼人東インター出入口の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸事務所兼貸倉庫1棟、貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺20を14番委員。
14番委員	4号20番。申請地は陵南中学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島21を4番委員。
4番委員	4号21番。申請地は霧島総合支所の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は店舗を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地188.36㎡を一体利用するもので、その合意は得られている。全体計画面積は、478.36㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく霧島22を7番委員。



7 番委員	4 号 22 番。申請地は大窪保育園の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地 666 m <sup>2</sup> を一体利用するもので、全体計画面積は 929 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山 23 を 19 番委員に代わり 15 番委員。
15 番委員	4 号 23 番。申請地は小廻地区公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。 つきましては、2 月 5 日 開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条事業計画変更申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請が 1 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 国分 1 を 10 番委員。
10 番委員	5 号 1 番。申請地は市営新清水団地の東に位置し、現況は田である。転用目的は、住宅分譲 7 区画と道路を建設するものである。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。用排水関係は周囲の農地用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は合併浄化槽で処理し放流する計画のため問題がないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条事業計画変更申請の処分決定」について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。

△ 議案第6号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る意見決定」について議題とします。当委員会に対し、地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、市長より意見を求められましたので、審議を求めます。 今回の計画策定について、霧島市農地利用適正化推進会で協議されましたので、内容等については、ご理解いただけたものと思います。そこで本申出にご意見、ご質疑等ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画に係る意見決定」につきましては、妥当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は妥当であるとその旨市長に答申いたします。 以上で、令和7年第1回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。 次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長(会長)	ないようですので、以上で令和7年第1回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後15時55分